



身近なアイデアを保護する実用新案に興味があります。  
特許と実用新案の使い分けについて教えてください。

(愛知県 T. S)



1. 実用新案とは

実用新案法は、物品の形状、構造または組み合わせに係る考案の保護と利用を促進し、考案を奨励することで、産業の発達に寄与することを目的としています。実用新案は生活用品に関連するちょっとした工夫である、いわゆる小発明を保護するもので、2021年には5000件程度の出願がありました。

比較して技術水準が低いものも権利を取得できます。

実用新案は特許よりも安い費用で権利を取ることができます。出願料は1万4000円で同額ですが、3年分の登録料は、実用新案では毎年2100円＋（請求項数×100円）に対し、特許は毎年4300円＋（請求項数×300円）です。加えて、特許は審査請求料として13万8000円＋（請求項数×4000円）が必要になります。

するためには、技術評価書を提示のうえ警告する必要があり、技術評価書の請求に4万2000円＋（請求項数×1000円）がかかります。

3. 実用新案の活用の仕方

実用新案は特許登録が難しいような小発明について権利を簡単に取得することができますので、開発した技術を企業に提案する際などの一助になります。しかし、実用新案は無審査であるため、侵害品に対して権利行使の際には、特許と比較して権利が確実なものではありません。このように、権利の活用の仕方により、実用新案と特許を使い分けることが考えられます。

実用新案は権利化までの期間および存続期間が短いことから、早期に権利化する必要がある場合や、製品の寿命が短い場合には有効ですので、製品のライフサイクルを考慮する必要があります。

また、特許は権利を得るまでに実用新案よりも多額の費用がかかりますので、権利行使により費用回収できるかどうかを考慮して、どちらで出願するのかを決めるのも良いのではないかと思います。

2. 特許との違い

実用新案と特許との主な違いは下表のとおりですが、最大の相違点は無審査であることです。このため、出願から半年程度で早期に権利を得ることができます。また、進歩性の判断基準が「きわめて容易」であるため、特許と

実用新案のデメリットは、権利の保護対象が、物品の形状、構造または組み合わせに係るものに限定されていることです。（製造）方法や化学物質などは含まれません。また、存続期間が出願から10年と、特許の20年よりも短くなっています。さらに、権利を行使

	実用新案	特許
実体審査	無審査 (形式的条件の基礎的要件審査のみ)	審査官による審査
保護対象	物品の形状、構造または組み合わせに係る自然法則を利用した技術的思想の創作	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの
権利期間	出願日から10年	出願日から20年
審査請求	なし	出願から3年以内
進歩性の判断	「きわめて容易に」考案できないもの	「容易に」発明できないもの
権利行使	技術評価書を提示して警告をした後でなければ行使できない	排他的権利